

令和5年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和5年12月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	宮崎和彦	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	加藤惠三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
政策財政課長	真弓啓	住民生活部長	栗本公生
住民生活部次長	北典子	福祉課長	中原潤
子育て支援課長	中尾歩美	国保医療課長	猪川恭弘
住民課長	峯川敏明	都市建設部長	上田俊雄
都市創生課長	福居哲也	会計管理者	安藤晴康
教育次長	本庄徳光	教委総務課長	仲村佳真
生涯学習課参事	平田政彦		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

追加日程 1. 議案第45号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

追加日程 2. 議案第46号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について

追加日程 3. 議案第 47 号 令和 5 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 11 号）に
ついて

追加日程 4. 常任委員会委員の補充選任について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、7番、嶋田議員の一般質問をお受けします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、私の一般質問を行いたいと思います。斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業であります。

この案件は、本来なら令和3年度に開業をするはずでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、いまだ宿泊施設の影も形も見えません。そして今日に至っているわけであります。ここで、平成からの長期にわたっている案件ですので、当初の計画から現在に至る経緯を確認する意味も込めまして、今回、通告しました。

それでは、当初の計画から現在に至る経緯をお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の経緯についてのご質問でございます。本事業は、法隆寺iセンターの横の観光駐車場を含む町有地に、町のまち歩きの拠点施設として、本町の特産品等を販売するマルシェや宿泊施設、また、観光バスや乗用車等が利用できる路外駐車場を整備運営する事業者を誘致するものでございます。事業者の選定につきましては、平成30年7月からプロポーザル方式による事業者の公募を行い、事業提案書の提出のあった2社から株式会社呉竹荘に事業者を決定し、平成30年12月に本事業の実施に必要な事項を定めた基本協定を締結いたしました。当時の開業時期は令和3年度の春季の予定でございました。

平成31年3月に事業用定期借地権等設定契約を締結し、賃貸料は年額2,075万1千円を基本といたしております。

令和3年2月に株式会社呉竹荘から賃貸料の減免についての上申書が提出され、その内容は、コロナ禍により駐車場利用が激減し、駐車場収支が厳しい状況にあることから、令和2年度の賃貸料の全額減免と駐車場収支差額を納入する旨の要望であり、また併せて、開業時期については令和5年度中を目指すとのことでありました。同年3月に町議会定例会で、賃貸料の債権放棄の議決をいただき、令和2年度の賃貸料全額を放棄して

おります。また、同日付で覚書を締結し、駐車場収支差額を町に支払うことを規定いたしております。令和4年2月、株式会社呉竹荘から再度、賃貸料の減免についての上申書が提出され、その内容は、コロナ禍の継続による令和3年度から令和5年度までの賃貸料の減免及び駐車場収支差額の納入でありました。その後、町側から株式会社呉竹荘に対し、令和3年度と令和4年度の2か年の免除で協議し、同年3月に町議会定例会で、賃貸料免除の議決をいただき、2か年の賃貸料全額を免除しております。また、同日付で覚書を締結し、駐車場収支差額を町に支払うことと、開業時期として令和5年度中に工事を再開すること、令和6年12月末までに開業することを規定しております。

令和5年6月に、株式会社呉竹荘から施設の開業時期の延伸の申出があり、コロナ禍の金融支援として導入した公的融資の規制等に伴い、覚書に記載された工事再開時期及び開業が困難になったとのことでした。工事着工時期については令和7年5月、開業時期については令和8年3月との見通しが示されております。

また、同年10月に賃貸料減免等の上申書の提出があり、株式会社呉竹荘の要望としては、過去3年間の対応と同様に、令和5年度から令和7年度までの賃貸料全額を減免し、駐車場収支差額を納入するという内容でした。

先月の建設水道常任委員会において、町の対応方針案についてご報告させていただきましたが、開業時期の延伸を受け入れ、賃貸料については、株式会社呉竹荘と協議を行い、令和5年度から令和7年度までの3年間について、全額免除とせず年額1,300万円に減額する方向で覚書変更の調整を行っているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 過去2回、1回目は令和3年2月に令和2年度分の賃貸料の全額免除、2回目の令和4年2月に令和3年度から5年度までの賃貸料の全額免除の上申書が出され、町としては令和3年、4年度分の賃貸料の全額免除と令和5年度中の工事再開、令和6年12月末までの開業との覚書を締結したと。そして、今回、3回目は令和5年6月に公的融資を受けたが、その融資条件の都合で本案件の宿泊施設建設の融資が受けられないため、工事着工時期や開業時期が遅れるとの連絡があり、令和5年10月に令和5年度から7年度までの賃貸料の全額免除の上申書が提出されたということですね。町としては、全額免除とせず、年額賃貸料を1,300万円に減額するつもりであると、こういうことですが、過去2回の賃貸料の全額放棄をされています。今回は全額放棄ではなく、なぜ減免措置を取られたのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 賃貸料の減額理由に関するご質問でございます。

新型コロナウイルス感染拡大時には、観光客数が大きく減少し、駐車場収入の見込みが立たないことから、賃貸料については全額免除を行い、駐車場収支差額のみ町に支払うこととしました。今回の賃貸料の減額につきましては、当時と状況が異なりますことから、賃貸料全額免除を行わず、減額で調整しているところでございます。その理由といたしましては、コロナ禍での駐車場運営とは違い、観光客数がコロナ禍前と同数程度にまで回復し、一定の駐車場収入が見込まれることがあげられます。

なお、減額後の賃貸料の金額設定につきましては、コロナ禍前に町観光協会が駐車場運営をしていた直近の3か年の収支差額の平均額から算出したしております。以上です。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） それでは、令和5年、本年6月に日本政策投資銀行の危機対応融資を受けたとの呉竹荘からの連絡があり、その規制等に伴い、宿泊施設の開業時期の延期の申出があったとのことですが、この6月の時点で、既にくだんの銀行、日本政策投資銀行と契約は交わされていたことになるんですが、その融資の契約締結までに斑鳩町に開業期日等が延期する事態になることの相談や連絡はあったのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 株式会社呉竹荘の公的融資を受ける際の、町への報告についてのご質問でございますが、株式会社呉竹荘から公的融資を導入したことについての町への報告は令和5年6月8日であり、事前相談等はございませんでした。以上です。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 本来、誠意ある企業であれば、他の融資を受ける以前にですよ、締結された他の団体との契約は覚書が存在すれば、すなわち1年前に斑鳩町と覚書を交わしてますね、その後に他の銀行の融資を受けたために生じる開業延期等が明白になれば、その融資締結前の覚書の相手方、すなわち斑鳩町に事前に覚書どおりの日程は無理であることの説明や、了承を得る努力をされるのが、普通の企業であればですよ、普通だと思います。でも、呉竹荘はそうではなかった。今までの答弁を伺ったことから感じることは、当町に対する不誠実な対応であったのではないかと思います。このことに関して町はどのように思われますか。これは部長ではなく副町長に答弁をお願いします。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 今回のこの宿泊施設マルシェの誘致につきまして、議員の皆様方には大変ご心配をおかけしております。ただいま嶋田議員がおっしゃいましたとおり、

日本政策投資銀行の融資が3月末で話が終わっていて、当町に連絡が来たのが6月でございませう。この連絡を受けた段階で町といたしましても、ちょっといかなものかという感じでは受けさせていただいておりました。その関係で、当時、建設水道常任委員会、6月臨時で開いていただいたところの中で、議員の皆様方から意見をいただきました。呉竹荘の関係いろいろご意見いただいた中での町と相手方との信頼関係といった形で、そういったところも重要な部分になってくるというふうに私のほう答弁させていただいております。その中で、6月に中西町長のほうと相手方、呉竹荘の山下社長のほうが直接、お会いをさせていただきまして、なかなかこれまで、ある意味、意思疎通がうまくいっていなかったという部分もございましたけれども、両者でお会いしていただいて、相手方の斑鳩町に対する地域振興、観光振興の思いというのも確認をさせていただいたところがございます。今回、こういった形で開業の延期と賃貸料の減額という形になりますけれども、そういった形で行ってでも、そもそもこのまち歩き観光、通過型観光から滞在型観光への推進を図っていくという町の目的を達成するためには、今回こういう形で改めて覚書を結ばせていただいて、この事業を進めていくということが、この斑鳩町にとりましての最善の方策であるというふうに判断をさせていただいたところがございますので、十分、今後につきましても、呉竹荘のほうと意思疎通を図りながら行ってまいりたいというふうに考えておりますので、そのあたりのところ、ご理解賜れたらというふうに感じておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） わかりました。私は、今回、先ほど述べたとおり当町及び事業に対する相手方の不誠実さ、これが目立って仕方がないと。本当に斑鳩町また斑鳩町関連、斑鳩町の発展に寄与されるのかどうか、これが甚だ疑わしい感じがしております。

よって、今回、減額されるということですがけれども、私は減額すべきではないということをごここで申しあげまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

次に、4番、小城議員の一般質問をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

初めに、法隆寺の周辺有効活用について、先般、法隆寺周辺の有効活用で世界遺産登録30周年関連の事業が行われました。たくさんの方が訪れて大変盛り上がりを見せて

いた事業に感じました。この周年事業を終えて、この周辺地域の皆様であったり、今後来る40周年、50周年に向けて町はどのようなお考えを持っているのか、その変化についてお伺いいたします

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 世界遺産登録30周年記念事業についてのご質問でございます。今年度は観光庁の観光再始動事業を活用し、法隆寺特定ライトアップなどの事業を実施し、県内外から多くの方にご来場いただき、夜の法隆寺という幻想的な空間を楽しんでいただいたところでございます。また、同時開催いたしました、和のあかりと未来へのひかりにつきましても、これまで令和3年の聖徳太子1400年御遠忌を契機として、聖徳太子ゆかりの地、斑鳩町を内外に広く周知するために開催してきたところでございますが、法隆寺の世界遺産登録30周年を迎える今年度を集大成として、多くのボランティアの協力をいただきながら、規模を大きく華やかに実施したところでございます。また、今回の事業では、法隆寺のご協力により夜間も南大門から東大門までの間を通り抜けが可能となっております。しかしながら、法隆寺境内においては国宝や重要文化財が多数現存しており、当日の施設管理や雑踏警備等の対策やボランティアの人員確保、事業費用の財源確保など課題が多くありますことから、現事業の継続的な実施は難しいものと考えております。

なお、周年事業などの節目での開催につきましては、その都度、法隆寺と相談、協議を行い検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。いろいろ継続的に難しい点や警備上の問題、いろいろ問題があるということは理解いたしました。

しかしながら、たくさんの方が来られてライトアップの事業についての成果について、次はお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 世界遺産登録30周年記念法隆寺特別ライトアップ in 斑鳩町の事業成果に関するご質問でございます。本事業につきましては、観光庁所管の調査事業である観光再始動事業の採択を受けて実施いたしました。開催期間は令和5年10月21日土曜日から11月5日日曜日までの16日間とし、法隆寺にご協力をいただき、南大門では、鳳凰が法隆寺に秋を連れてくるというテーマでプロジェクションマッピングを投影し、参道の松並木ではライトアップを実施いたしました。また、世界遺

産サミットの初日となる10月28日には、和のあかりと未来へのひかりと同時開催し、法隆寺境内を木製灯籠で灯し、中門及び五重塔のライトアップや南大門広場での体験型のデジタルアートを展開し、来場者にはふだんとは違う夜の法隆寺を体験していただきました。来場者数につきましては、報道発表や町及び来場者のSNSの投稿による集客効果もあり、16日間で2万4千人の方にご来場いただきました。来場者へのアンケートでも満足度が8割を超えており、法隆寺の歴史的価値を改めて広く情報発信するよい機会となったものと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今、答弁にもありましたとおり、やはりたくさんの方が来られて16日間で2万4千人、これまでたぶん法隆寺でやった事業の中で一番たくさんの方が来られたのかなというのはすごく感じます。また、アンケートの満足度が8割を超えているというところで、この事業に関してもやはり一過性で終わるのではなくて、冒頭、継続していくのは難しいという答弁がありましたけど、こういったことを続けていくことによって、法隆寺のよさというのがもっともっと伝わるのかなと思います。その継続していくにあたって、今後、斑鳩町ではどのようなことを考えているか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 法隆寺周辺での事業継続についてのご質問でございます。

このたび法隆寺において実施した一連の事業につきましては、インバウンド促進を目的とした観光庁所管の調査事業である観光再始動事業の財源を活用して実施しました。

本事業では新規性が高く、特別な体験コンテンツ等の造成から販路開拓までの一貫したとりくみを通じて、観光需要の回復や地域活性化に向けたインバウンド促進の方向性について検証することを目的としております。先月末に予定していた体験コンテンツのすべてが終了し、これから具体的な調査結果の検証を開始するところであり、次年度以降に当該事業の検証結果を、今後の観光施策や地域活性化に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。検証して続けていけるように考えていただくというところですが、やはりですね、法隆寺が世界遺産に登録されて30周年というところで、まだまだPR不足だったのかなというのは実感しています。インターネットで世界遺産周年事業と調べると、どうしてもやっぱり規模は違いますけど姫路城しか

出てきませんし、斑鳩町のこの事業が出てくるのは7番目でした。やはりそういったところも加味して、毎年、毎年やっていくと、来る40周年であったり50周年というところは、もっともっと周知された法隆寺にたくさんの方が来ていただける。ただ来るだけではなくて、そこでお金を落としていただけるそういう仕組みづくりを、ただ単に警備上の問題であったり、人の人的財源の難しさだけで判断するのではなくて、できる方法を考えていただきたい、そのように申し述べまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番目の質問です。史跡中宮寺跡の有効活用についてというところで、まずひとつ目ですね、先日、斑鳩マルシェが開催されて、今年は晴れたのですごくたくさんの方が来られて、非常に皆さん笑顔で帰っていただいたのかなと思っております。こういった史跡中宮寺跡の有効活用というところで、コスモスに関しましてもすごく来場者が多かったと、そのように感じております。

今後、この史跡を活用した活用予定に関してお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 史跡中宮寺跡の活用に関するご質問でございます。

まず、今年度の活用状況といたしましては、春の4月29日から5月14日までの期間、町民の皆様よりご寄附をいただいたこいのぼりを掲揚しまして、来訪された方にその姿を楽しんでいただいたところがございます。また、ゴールデンウィーク中の5月5日のこどもの日には、家族で過ごす楽しいひとときをテーマといたしまして、中宮寺跡の歴史に関する現地解説や勾玉づくりのほか、子どもの遊び場での折り紙や軽スポーツ、紙芝居の青空おはなし会、パトカーの展示などのイベントを実施しまして、多くの子どもたちとご家族の方に楽しんでいただきました。

秋の10月7日から11月26日までの期間には、多目的広場の一角を臨時駐車場として開放いたしまして、県道沿いにおいてボランティアの方々の協力の下、育成を図ってまいりましたコスモスを多くの方に楽しんでいただいたところがございます。

また、11月23日には史跡中宮寺跡を会場に、町商工会青年部によりまして、第5回斑鳩マルシェが開催をされ、約8千人が来場され大変にぎわったところがございます。

このほか史跡中宮寺跡への来訪の呼びかけ等もさせていただく中で、町内の幼稚園や小・中学校等の遠足、また社会見学での利用、さらには県立法隆寺国際高校の斑鳩学の授業では、1月に現地学習を行っていただく予定もしているところがございます。

町といたしましては、引き続きこうした活用を積極的に進めてまいりますとともに、

今後とも新たな方策等も検討しながら、より多くの皆様にご利用いただけるよう努めてまいりたいというように考えるところでございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。それぞれたくさんのイベント事業を計画されている、観光部分だけではなくて学習においても活用されるというところで、続いたの質問でございます。デジタル技術を活用した復元についてというところでございます。旅行先で体験したARコンテンツというのがありまして、そのアンケートでは1位が歴史の復元というところで、2番がプロジェクションマッピング、3位が施設ガイドというようなARを活用したデジタル技術を活用した観光というの今、注目されているところであります。史跡中宮寺跡においても、今、柱であったりとか、平面で史跡を残してはおりますが、その中宮寺がもともとどういうふうにあったのかというのを見る機会というのがあれば、もっともってあそこに足を運ぶ方がおられたりとか、学習で行けるのかなというのを感じるところでございます。ほかの地域でもたくさんそういったARを活用した、デジタル技術を活用した復元というものをやっておりますが、斑鳩町ではそういったお考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 史跡中宮寺跡における活用のひとつとして、デジタル技術を利用した活用というところでのご質問でございます。史跡中宮寺跡につきましては、当町には世界最古の木造建造物・法隆寺が存在をいたしますことから、多額の費用を要する等、また、金堂などの建物を復元しないという整備を行っております。そうした中、現地見学での塔や金堂の建物の土台となる基壇を訪れても、その基壇上にどのような建物が建っていたかを想像することは、年齢や知識等によっては難しい場面も考えられるところでありますので、質問者のおっしゃる日々進歩を続けているデジタル技術による、現地での歴史や文化に触れる学習のツールというところで、建物の復元等につきましてもひとつのツールとして活用の可能性もあるのではないかと考えるところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。広く活用していただける、しっかりとこのあたりは考えていただいて、もちろん費用がかかる部分ではあります、しっかりとそこに費用をかけることによって、もっと史跡中宮寺跡の有効活用というのは充実したものになっていくのかなと考える次第でございます。

続きまして、斑鳩の学校教育の活用についてです。冒頭でも答弁ありましたけども、

学校教育等で史跡中宮寺跡、法隆寺だけではなくて社会見学等々で史跡中宮寺跡の活用について、今後、斑鳩町ではどのようなことを考えているか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 本町におきましては、子どもたちが斑鳩町の伝統や歴史文化について楽しく学べる機会を積極的に設け、その学びの過程において豊かな感性や想像力を培い、子どもたち自らが斑鳩の伝統や歴史文化を発展させていこうとする意欲と態度を育てることを目的に、令和4年4月に「いかるが楽」を策定をしております。いかるが楽におきましては、小・中学校の9か年を通した五つの学びのステージや、学年等に応じて学習のテーマや目的を設定してとりくんでおりまして、史跡中宮寺跡公園につきましては、歴史と文化と自然が融合するすばらしい財産のひとつとして、私たちの原八景斑鳩、斑鳩八景にあげております。現在、小・中学校では、史跡中宮寺跡公園に親しむ機会として、遠足や地域歴史学習などで現地に赴くなど、教育活動の一環としてとりくんでいるところでございます。先ほどのご質問にもございましたが、史跡中宮寺跡をより幅広く活用するために、デジタル技術の活用等も視野に入れるなどしながら、引き続き、学校教育への活用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。しっかりと斑鳩町に在住する子どもたちは斑鳩町でしか体験できない、そういったコンテンツがほかの市町村に比べるとたくさんあるかなと思います。そういったところを有効活用していただいて、今おっしゃっていただきましたデジタル技術も早くに取り入れていただいて、しっかりとこの学校教育につなげていただければと思います。この質問は以上で終わりたいと思います。

続きまして、産前産後ケアについての質問でございます。産前間際の外出支援について、まずは質問させていただきたいと思います。斑鳩町ではいろいろ外出支援のタクシー助成券だったり、いろいろな施策を打っていただいていると思うんですが、やはり身近に近親者がいてないとか助けてもらえる方がいてない、そういった方で子どもが4人、5人いて、6人目を産出するときに出産間際に外出をしたくてもできないというような方に対しての今、ケア等々はどのようにされているか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 本町では、外出のためにタクシーを利用する妊婦または乳児の保護者に対しまして、妊娠や出産、育児に係る身体的、経済的負担を軽減するために利用するタクシー料金の一部助成を行っているところでございます。

また、出産時の入院方法につきましては、妊娠届出時や妊娠後期に助産師や保健師が面接を行いまして、事前に家族で話し合いを行うよう指導しているところでございます。

しかし、身近に頼れる人がいない場合は、複数のタクシー会社の連絡先の確認をすることや、医療機関に家庭の実情を伝え、入院のタイミングを事前に相談していくことを指導しております。出産する医療機関におきましても、妊婦の実情に合わせて、入院のタイミングについて細やかに対応していただいていると聞いております。

今後も妊婦が安心して出産、子育てに臨めるよう、個々のニーズに寄り添いながら、必要な情報提供や保健指導を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。なかなかレアケースなのかなというところも感じますし、なかなかその支援を拡充というのもすごく狭い支援になってしまうのかなというのがありますが、今、答弁でおっしゃっていただいたように、そういった方々もいるというところで、引き続き、個々のニーズに寄り添って支援していただければと思います。

続きまして、最後の質問でございます。産後の食事づくりサポートについてでございます。こちらも産後、家事をしていただける方が近くにいないというところで、家事代行サービス等々のサポートがあります。斑鳩町でも費用負担、助成を出していただいていると思うんですけども、こちらについて斑鳩町ではどのような支援を行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 産後の食事づくりのサポート事業についてのご質問でございますが、本町では、子育て家庭の支援を充実するため、令和2年度から産前産後ヘルパー派遣事業を実施しております。本事業は、産前産後の体調不良等により家事や育児が困難となり、周りに頼れる人がいないなど、支援を受けることが難しい家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行い、妊産婦の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的に実施しており、母子健康手帳の交付後から産後1年までの間で60時間、多胎児につきましては80時間を限度として利用することができます。

本事業につきましては、民間業者に委託して実施しており、1時間当たりの派遣単価は3,300円となっておりますが、このうち600円を自己負担とし、残り2,700円を町の負担としております。また、市町村民税非課税世帯と生活保護世帯は自己負担なしとしております。事業の利用実績ですが、令和3年度1名で18時間、令和4年

度1名で15時間、令和5年度は10月末現在で2名で49時間となっております。

今後におきましても、子育て家庭が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して子育てができる支援体制の構築を目指しまして、子育て家庭に寄り添った家事支援、育児支援につきまして、他の自治体のとりくみ状況等も参考に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。本当に斑鳩町では自己負担が少ないように、他の市町村と比べてもそれなりにやっていただいているのかなというところと、利用実績を今聞きますと、あまり利用されてる方もそこまで多くないのかなというところがありますが、今おっしゃっていただいたように他の市町村ではさらなる支援をしているところもありますので、そちらは今後、調査研究していただいて拡充していただければと思います。

私の一般質問は、以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

次に、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。ひとつ目は、地域で活動する人材の今後についてです。

この地域で活動する人材というのは、例えば、自治会の活動、学校見守りボランティア、スポーツ協会、民生委員など、無償、有償に関係なくボランティアと名のつくものから、名のつかない全ての地域で活動する人材のことを意味します。この人材の今後について質問させていただきます。昨年、斑鳩町のスポーツ協会の方の奈良マラソンのボランティア活動を拝見しました。ボランティアの方のお仕事は、マラソンが始まる約2時間前、早朝から集合し、開始後は2リットルのペットボトルをひたすら開け続け、そして紙コップにずっと水を入れ、ランナーが水分補給に使用するテーブルに並べ続けるというものでした。何万人というランナーが来る中、12月中旬の寒い中で、手も足元も水浸しになりながらひたすら何時間も水をくみ続け、最後のランナーが通った後には通行規制が解除されるまで、急いで水浸しになっている道路のアスファルトの小さなくぼみから、ランナーがうまく捨てられなかった食べ物の包み紙の端切れをひたすらに拾い、それを集め、そして何と斑鳩町の方々は最後には分別までされていました。

私はその姿を見て、この奈良マラソンは本当にこういうボランティアの方々がいなか

ったら絶対に成り立たないだろうなと感じましたし、本当に感動しました。本当に感謝していかないといけない大切な存在だなと感じ、地域でたくさんの方々が活動して下さると言うことが当たり前だと思っはいけないと改めて心から感じました。

でも、時代が変わっていき、例えば、自治会への加入の数の減少、見守りボランティアの後継者の問題、様々なところでこういった活動の後継者の減少、世代交代ができていなく、地域で活動して下さっている方の数は年々減少傾向だと思ひます。

政府は、年金の支給年齢をどんどん遅くすることで、70歳まで働く方が増加傾向となり、さらに女性の就業も支援しているとなると、働く時間が増え、自分の自由な時間は少なくなり、おのずと地域で活動することは困難になり、近い将来、数年後には、今後、様々な地域の制度やイベントの維持ができなくなるような危機的な状況になるのではないかと心配しておりますけれども、斑鳩町はどのように認識されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 地域で活動されている方々の現状につきましてのご質問でございます。斑鳩町が発行している斑鳩町協働のまちづくりガイドブック2020年度版で申し上げますと、NPO住民活動団体は52団体が住民活動センターに登録され、活動されているところでございます。また、斑鳩町社会福祉協議会が支援しております、住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいという願いを実現するための、住民による自主的な助け合いの活動の主体である小地域福祉会は、令和4年3月時点で48団体が活動されておられます。これを2017年度版と比較いたしますと、NPO住民活動団体等は4団体減少、小地域福祉会は5団体減少しているところでございます。また、会員数は把握できている団体で比較いたしますと、200人程度減少しております。

地域で活動されてる方々は、ご自身の活動のほかに斑鳩町各イベント等において、その協力により支えていただいているところでございます。しかしながら、働く世代のライフスタイルの変化や少子高齢化の進行などにより、価値観の多様化が進む中、構成員の高齢化等による担い手不足など、その運営面や体制面で様々な課題をお持ちであると、町としても認識しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 具体的な数字も示していただきましてありがとうございます。

5年間の間に200名が減っていると。それは町が会員数を把握しているという人数ということでございますので、潜在的にはもっと減っているのではないかというふうに

思っています。地域の方々が積極的に地域の活動に関わることが難しくなっている生活環境の中で、今後どのようにいろいろな制度を維持していくのか、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 地域で活動する人材の今後についてのご質問です。地域で活動する方々に今後ご活躍いただくためには、少子高齢化や急激な社会情勢の変化などに加え、大規模災害などに備え、地域での支え合いの仕組みを整えておく必要がございます。そのためにも、住民と行政がお互いの役割と専門性を発揮し、協働して様々な分野で活躍していただくことが必要であると考えております。地域で活動される方々にご活躍いただく場面は様々でございます。先ほども申しあげましたとおり、地域で活動されている方々はご自身の活動のほかに、町の各イベント等において、その協力により支えていただいているところでございます。こうしたとりくみを今後も継続して実施していけるよう、時代に合わせ見直しを進めることにより、地域で活躍される方々にも参加していただきやすい環境をつくっていく必要があると考えております。また、よりよいまちづくりに向けては、住民との協働や連携の必要性がさらに高まるものと考えております。町といたしましては、様々な住民活動がまちづくりの重要な役割を担っていくことを広く発信し、住民の皆さんに地域における活動に対する認識を高めていただけるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 今後も様々な制度やイベントを維持するための見直しは常に検証していただきたいと思っています。仮に自治会や民生委員制度が維持できなくなったら、行政が行き届かない地域での細やかなケアの部分が維持できなくなるわけですし、そのしわ寄せといいますか、それはどこに来るかという行政に来ると思いますし、それが最終的に住民に不利益が来るのかなというふうに思っています。

この問題について、こうしていくべきだというような具体的な解決策がないのもわかっていながらも、危機感を持って考えていかないといけない問題ですので、質問させていただきました。

将来を見据えて、今後、他市町村の研究もしながら、様々な工夫、転換を図っていただき、持続可能なまちづくりを進めていっていただきたいと思っております。

そして最後に、今活動していただいている方々、本当に様々な方々が町内で活動していただいていると思っておりますけれども、これはあたり前ではなくて感謝の気持ちを持ち続

けながら、これからも大切にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、次の二つ目の質問に移ります。支援が必要な子どもたちへの合理的配慮に
ついてということで、さらなる講師の充実について要望させていただきます。

支援が必要な児童生徒に関わる質問については、過去に2度ほど質問をさせていただきました。
6月に質問させていただいた際に、斑鳩町では、県基準の教員の配置にさら
なる支援の充実として、斑鳩町独自の町費の講師を配置されているということはよく理
解いたしました。しかし、現場の声や保護者さんからお話を聞かせていただき、支援の
さらなる充実をお願いしたいと思っています。例えば、先生の目がないときに支援が必
要な子ども同士のけがにつながるようなトラブルが起こることがあったり、身体が不自
由な子どもが長い階段をひとりで降りるようなことがあったり、物の管理が難しい子ど
もが帰る用意のときに誰もいなくて、本来持って帰るべきものを持って帰れなかったり、
こういうようなことがあるたびに、完璧にこういうことを防ぐことは難しくても、もう
少し支援の目や手があればというお気持ちになられるようです。それは現場の先生方も
感じておられ、自分たちの負担を軽減するという発想ではなく、子どもたちが健全に学
校で生活を送れるように、さらなる人員配置が必要であると感じていらっしゃいます。

今、斑鳩町独自の支援をしていただいておりますが、さらなる人員配置を要望いたし
ますが、斑鳩町のお考えをお伺いします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 特別支援学級の講師の充実に関するご質問でございます。

本町におきましては、質問者がおっしゃいましたように、特別支援学級に在籍する児
童生徒の人数に応じ、県の基準に基づいて教員を配置するとともに、さらに児童生徒の
個別の状況に対応した学びを推進するため、町費の講師を加配しているところでござい
ます。このほか、個々の児童生徒の状況に合わせまして、交流学級担任と情報連携を行
い、教科担任が支援を行うなど、特別支援教育を円滑に進めるための工夫を行っており
ます。また、これらに加えて、小・中学校における教員等の事務の補助を行い、教
職員が一層、児童生徒への指導や教材研究等に注力できるようにするため、教員業務支
援員（スクール・サポート・スタッフ）の募集を行っており、令和6年度から配置を進
めているところでございます。こうしたとりくみを行うことによりまして、教員の負担
軽減を図り、学校教育活動の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 具体的に、何人こうしますというのはなかなかお答えいただけないと思うんですけれども、今の町費の講師の先生の配置数をゴールと考えないでいただきたいと思っております。支援が必要な子どもたちは、自分の気持ちをうまく表現できないことが往々にあると思うんです。自分の子どもの話や様子から学校の様子が見えにくいことがある保護者の方々は、自分の子どもがどんな生活を学校でしているのか、ちゃんと勉強できているのか、不自由がないのか、いじめられたりしてないのか、本当に心配されるのも無理ないと思うんです。そんな中で、支援の手や目がたくさんあることで、少しでも子どもが学校でしっかりと生活できていると安心してもらえるのではないかなと思うんです。

先ほど、ご紹介いただいたスクールサポーター制度、前回9月に質問させていただき、導入の方向に進んでいってくださったことを本当にありがたいと思っております。

このスクールサポーター制度が導入されたことにより、先生方が子どもたちと向き合う時間が増える可能性があることで、支援員の先生方にも同様のことが起こることが期待されます。実際、うまくこの制度が機能しますと、もしかするとこの問題もまた変化があるかとも思いますので、このあたりはどのような効果があったか、またお聞かせいただければありがたいなと思っております。

斑鳩町は斑鳩町独自の支援体制を取っていただいているのは十分理解しているんですけれども、改めて現場の声を拾えるようなアンケートなどを実施していただければありがたいです。どのように先生を加配していくかは、やはり現場の声しかないと思っております。子どもの数が減っている中でも、支援が必要な子どもは年々増えております。

支援が必要な子どもが増えている間は、支援員や人員配置は増やしていくべきだと思っております。財政的には国にも、また県にも支援を求めていただきたいと思います。こちら、ぜひとも検討をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

三つ目は、子どもの性被害についてということでございます。

性被害に遭ったときにどのように対処するか、こちら令和3年6月に質問させていただきました。改めて質問させていただきたいと思っております。

昨今、ジャニーズ事務所の問題が連日報道され、子どもたちが性被害に遭っていたということは本当に衝撃的な内容と、被害者の多さが報道されて、大人になってもそのトラウマで心身の不調を訴え、その方々や家族の人生に大きな影響を与えてきたと思っております。その被害者の声の中で、「加害者に何か怖いようなことをされている気はしたけれども、それが何をされているのか、わからなかった」などという証言もあり、日本では

とにかく性教育は非常に遅れているというのも、前回の質問の際にご紹介させていただきましたが、斑鳩町では命の安全教育やプライベートゾーンに対する意識などの教育をしっかりと進めていただいているか、再度、確認させていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校等におけますプライベートゾーンに対する意識を高める教育に関するご質問でございます。学校教育におきましては、プライベートゾーンに対する意識を高めるとともに、性犯罪、性暴力の根絶に向け、誰もが性犯罪、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、実効性のある教育啓発の強化のとりくみとして、命の安全教育にとりくんでいるところでございます。また、命の安全教育におきましては、命の尊さを学び、性暴力の根底にある偏見を助長する誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切に考える考えや自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることができるようとりくんでおります。具体的な指導内容といたしましては、幼児期や小学校におきましては、水着で隠れる部分は自分だけの大切なところであることや、相手の大切なところを見たり、また触ったりしてはいけない。さらには嫌な触られ方をした場合の対応のほか、小学校の高学年においては、SNSを使うときに気をつけるなどの教育を行っております。

さらに、中学校におきましては、自分と相手を守る距離感や性暴力とは何か、性暴力被害に遭った場合の対応などの教育を行っているところでございます。

こうしたとりくみは、学校の教育だけでなく家庭での教育と併せて行うことが重要でありますことから、今後も家庭との連携協力を図りながら、プライベートゾーンに対する意識の向上と児童生徒等に対する性暴力等の防止に向けた教育を進めてまいりますとともに、保護者に対して性暴力等に関する相談窓口の情報提供や個別事案についての対応にとりくんでまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。引き続き、とりくんでいただきたいと思っております。お願いしておきたいのは、被害に遭った時に子どもたちがどういう行動をとることが子どもたちにとって大切であるかということ、改めて認識が深まる教育をお願いしたいと思っております。具体的にどういう行動を取るかということですが、信頼のある大人に話をすることです。ただ、この信頼ある大人というのは様々で、保護者、学校の先生、カウンセラーは信頼できる大人というところで、身近なところであるとは思いますが、その加害者が誰かという問題もあったりして、例えば、

家庭で言えない状況や環境がある場合もあると思うんです。その場合の対応や環境づくりもぜひともお願いしておきます。

先日、斑鳩の何人か高学年の子どもに「プライベートゾーンで、わかる」と聞いたんです。そしたら、「何か聞いたことあるけど、わからない」という答えがかえってきて、その中にわかる子がいなかったんです。やっぱり個人差はあると思うんですけれども、何となく聞いたことがあるけど忘れていくというレベルになっているケースがあるということなんです。様々、教育はしてくださっていると存じあげておりますけれども、改めて子どもたちを守っていけるよう、しっかり各学年、毎年の授業の中でとりくんでいていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

10時15分まで休憩します。

（ 午前 9時55分 休憩 ）

（ 午前10時15分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

1点目は、介護保険の第9期計画についてということであげさせていただいております。介護保険制度が始まり、今年は24年目の年となります。介護保険の事業計画では、保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業計画を策定し運用が行われており、3年ごとに保険料の見直しが行われます。介護保険制度の保険料算定の仕組みは、国、地方自治体、40歳以上の住民それぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保障制度として、それぞれ負担割合が決められています。

今期、第8期計画では、国、都道府県、市町村が負担する公費が50%、40歳から64歳の第2号被保険者の負担が27%、そして65歳以上の第1号被保険者の負担が23%となっています。しかし、もともと制度開始直後の第1期計画では、第1号被保険者、65歳以上の被保険者の負担割合は介護サービス総額の17%でした。それが第5期の計画では21%、第6期の計画では22%、そして現在の23%まで増え、介護給付費の総額も高齢者人口の増加に伴い増えますので、保険料は制度スタート時からお

よそ2倍にまで上がっています。この間、年金は毎年下がり続け、その逆に物価は上がり続けており、高齢者の皆さんの生活はより厳しいものとなってきています。そうした中で、今回の第9期計画の策定と保険料の見直しについては、住民の皆さんからも強い関心が寄せられているものだと感じています。

また、昨年度の政府の社会保障審議会、介護保険部会では、一定所得以上の方の原則2割化と、2割・3割負担の対象拡大やケアマネジメントの有料化など、大きな項目としては5項目ぐらい見直しが検討されており、そうしたものが早ければ第9期の計画に反映され、被保険者の負担増になりかねないという状況もあり、こうした政府の動向も注視しながら、次期計画の策定について慎重に審議していく必要があると考えています。

ただ、町の介護保険事業の計画策定や保険料の設定等については、介護保険の運営協議会の審議を経て段階を踏んで進んでいくことから、次期計画についてはまだ具体的に示せない点もあると思いますので、現時点でお答えいただける範囲で答弁していただければと思います。

それではひとつ目の、第9期事業計画の給付費の見込みについてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 第9期介護保険事業計画期間中における給付費の見込みにつきましては、第9期期間におきましても後期高齢者が増加していく見込みでございます。それに伴いまして要介護認定者数も増加し、併せて給付費につきましても第8期期間の実績から伸びていくものと考えております。ただ、見込値につきましては現在、積算中ございまして、今月21日に予定をしております介護保険運営協議会でお示しをする予定としておりますので、本日、お示しすることができません。ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 給付費は伸びて、増えますよということなので、それに伴って保険料の見直しとなると、引き上げになる可能性もあるということですね。部長、質問の冒頭で申しあげましたけども、国のほうが、今、介護保険の分野で様々な改定を検討していて、早ければ次期の9期計画に反映されるんじゃないかということは、私申しあげましたけども、現時点でこの国の動向について把握はされているのか。そして第9期計画のほうに影響があるのかどうか、もしわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 現在、国の動向については具体的にお示しをまだされて

おりません。動向を注視している段階でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、この点についてはまた3月の予算審査のときに確認をしていきたいというふうに思いますので、今、部長おっしゃっていただいたように国の動向を注視していただいて、町の計画にどのように影響してくるのか、影響があるのかなのかという点も含めて、また3月にご説明いただければというふうに思いますので、お願いしておきます。

次に2点目ですが、基金の取崩しによる保険料負担軽減に対する町の考え方については、これまでも斑鳩町として前期計画で積み立てた基金を取り崩して、次期計画期における被保険者の保険料負担軽減に努めてこられたという実績があり、そのことは認識をしておりますが、改めて次期計画に向けて、この考え方についてお尋ねをしておきたいと思えます

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 第9期介護保険事業計画期間における基金の取崩しによる保険料負担軽減に対する町の考え方についてのご質問でございます。

介護保険準備基金の第9期計画期間における介護保険への繰り入れの考え方につきましては、これまでの考え方を踏襲し、推計を上回る給付額増への対応分と最低限必要な額を除いて、基本的には次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料負担軽減を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。ではその点についてははっきり確認をさせていただきましたので、また数値については3月に改めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

では、次に3点目ですが、今度、保険料階層設定の拡充についてということですが、現在、斑鳩町では介護保険料の所得階層を13段階に分けて実施をされています。主に低所得者層の負担軽減に力を入れてきているということですが、このたび国のほうからこれまで示されていた9段階から、所得階層を13段階に改めるという提案がなされるというふうにお聞きをしています。そうした場合に、私はぜひ斑鳩町として、国の提案よりも充実した階層設定を行い、より細かく所得に見合った保険料となるよう対応していただきたいというふうに考えているんですが、この点については町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 第9期介護保険事業計画期間における保険料階層設定の拡充についてのご質問でございます。現在、国におきまして、第9期介護保険事業計画期間以降における制度改正の審議が行われていると聞いております。その中で、国が示す介護保険料段階については、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現行の9段階の保険料階層を13段階へと増加する方向で審議が進んでおると聞いております。

現在、本町ではすでに13段階の弾力的な保険料設定を行い、低所得者対策を実施し、きめ細やかに所得に応じた保険料段階の設定を行っております。次期介護保険事業計画期間における介護保険料階層の設定につきましては、現在、介護保険運営協議会において審議を進めております給付量等や国の制度改正が示されたならば、慎重に検討を行い、引き続き、低所得者に配慮した保険料設定を行っていききたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ぜひ検討していただきたいと思うんです。調べますと、近隣の自治体では現在、王寺町が17段階、上牧町が16段階の所得階層設定をしておりますので、こうした先進自治体を見習って、ぜひ次期計画に反映していただくように強く要望いたします。以上で、この質問については終わります。

次、2点目の質問に移らせていただきます。2点目は、奈良県後期高齢者医療会計についてということですが、先ほど、介護保険制度の話をしました。この後期高齢者医療制度については、制度発足から16年目となります。老人保健法が改定され、75歳以上の高齢者を後期高齢者と呼び、それまでの健康保険や国民健康保険などから切り離し、つくられたものです。後期高齢者医療制度の費用負担割合は、被保険者が医療機関等で支払う自己負担分が原則1割、現役世代からの支援金、これは国民健康保険や健保組合など若い人が入っている保険ですね、こちらのほうからおよそ4割、そして公費が5割というふうになっています。しかし、日本の全人口に占める後期高齢者の割合が増えるのに応じて、給付財源に占める保険料の割合をこの間10%、11%、12%と引き上げていくという改定が行われ、初期計画である2008年・2009年度に10%だった被保険者の負担率は、現在の2022年・2023年度では11.72%にまで上昇しています。これに伴い、当時、全国平均で年間7万4千円だった保険料は、現在、同じく全国平均で見ますと7万7,700円へと上がっています。

さらにこの制度では昨年10月より制度が改定され、課税所得が28万円以上でな

おかつ年収200万円以上の単身世帯、複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上の方は、医療費の自己負担が2割に引き上げられました。

また、政府は現行の仕組みでは、後期高齢者医療保険料の伸び率よりも現役世代の支援金の伸び率のほうが高くなっているとし、介護保険の仕組みを見習って、後期高齢者負担率の算定率を見直すと言っています。仮にそれが行われれば、後期高齢者の保険料は1人当たり年間4千円引き上がるというのが厚生労働省の試算です。これらの改定を今後2年間で段階的に実施することで、全国平均で保険料をおよそ1万円引き上げることを政府が狙っています。さらに報道では、今回、追加で上程される国民健康保険税条例改正の産前産後期間における出産被保険者の国保税の所得割、均等割に対する軽減措置の財源の一部を後期高齢者に求め、保険料改定の際に上乘せをするというような動きがあることも報じられています。こうした75歳以上の後期高齢者医療制度においても介護保険同様、保険料の引き上げが行われるのではないかとの懸念が強く、高齢者の医療だけでなく、暮らしをも脅かしかねない状況に心配の声が寄せられています。

そうしたことから、次期保険料算定の見直しに向け状況を把握し、現時点での必要な議論を行っておくべきだと考え、質問にあげさせていただきました。ただ、こちらも今後、具体的な計画が示されていくものであり、また町が独自に決定できるものではなく、後期高齢者医療広域連合議会で審議が行われるものだということも認識しておりますので、現時点では町としてお答えいただける範囲で答弁していただければと思います。

それでは、まず1点目、2024年・2025年度の給付費の見込みについてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 保険料算定の基礎となります後期高齢者医療の給付費の見込みについてのご質問でございます。後期高齢者医療の保険給付費は、医療費総額から自己負担額を除きました金額に葬祭費やレセプトの審査手数料などを含めたものとなっております。令和6年度、令和7年度それぞれの見込み額につきましては、広域連合において精査されている段階で、令和6年度の見込みといたしまして、今年10月時点の試算では、令和6年度の保険給付費は2,218億3,428万円と見込まれているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 次期ですね、来年度、再来年度で給付が2,218億円ということですが、私、手元に令和4年度の決算資料しかないんですけども、そのときの予算

総額が、歳入で2,008億円(「2,089億」と後刻訂正)程度ですねので、これも令和5年度と比較をして給付費は増えるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。

○住民生活部長(栗本公生君) 増えるというふうに考えております。

○議長(中川靖広君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) そうしましたら、次に2点目、奈良県後期高齢者医療特別会計令和4年度決算の状況について、確認をさせていただきたいと思います。

特徴だけで結構ですので、お答えをお願いします。

○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。

○住民生活部長(栗本公生君) 令和4年度の広域連合におけます奈良県後期高齢者医療特別会計の決算額についてのご質問でございます。歳入の総額が2,089億9,575万5,048円、歳出総額が2,033億2,556万3,235円で、差し引き総額が56億7,019万1,813円の実質収支となっているところでございます。

○議長(中川靖広君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 私がさっき申しあげた数字とちょっと違いましたので、部長のおっしゃっていただいた数字のほうに訂正しておきます。

それと、基金を持っていると思うんですが、その基金の額についても大まかな数字で構いませんので、お聞かせいただけますか。

○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。

○住民生活部長(栗本公生君) 令和4年度末での医療給付費等準備基金で、約42億9千万円の残高となっております。

○議長(中川靖広君) 12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 以前、令和3年度の決算か予算のときだったと思うんですけども、この間、コロナ禍で思っていた以上に黒字が出て、それを基金に積んでいるという状況があって、前回、2年前に料金改定が行われましたので、そのときにも私は、そうした基金があるのなら、それを取り崩して少しでも保険料上昇の抑制をすべきではないかということを、町議会の中で意見として申しあげたことがあるんですが、3点目の質問に入りますが、こうした基金の取崩しによる保険料の負担軽減について、奈良県広域連合としてはどのように考えているのか、現時点での状況についてお尋ねをいたします。

○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。

○住民生活部長(栗本公生君) 後期高齢者医療の保険料率につきましては、療養の給付

費等に要する費用、保険事業に要する費用、被保険者の所得の分布状況及びその見通しなどにより、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならぬとされております。それによりまして、広域連合で算定をされているところでございます。後期高齢者広域連合で設置をされております医療給付費等準備基金は、想定していない急激な保険給付の増加に対応するための財源として設置されているものでございます。先ほど申しました、令和4年度末の基金残高と令和4年度の決算の余剰金を合わせますとおよそ99億円となっておりますが、令和5年度の給付増加への対応や国庫補助金などの返還のために約65億円が使用されることから、最終的には34億円程度の残高となってくると見込まれているところでございます。

そのため現時点では、こうした基金などの取扱いも含めて、次期算定に向けてどのように対応していくかなどを現在、検討段階であるとのことでございました。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 黒字の分がそのまま次期計画の歳入に入っていくというのと、42億9千万円もある基金も一定、取り崩して、35億円になるということで、基金の取崩しと繰り入れを考えているのかなというふうなことも受け止められましたが、私は、最低限必要な基金については町の会計でもそうですし、次の計画に置いていく必要はあるかなと思いますが、それ以外の部分をきちっと取り崩して、次期計画の際に、保険料の上昇抑制に充てていくべきじゃないかなというふうに思います。で、これは、広域連合での議論になると思うんですが、町長は広域連合議会の議員になっておられるというふうに思うんですが、今、私が申しあげました意見ですね、やはり被保険者の負担軽減ということを考えて、こうした繰り入れができる基金については繰り上げをして、保険料の上昇抑制を行っていくべきだという意見を、ぜひ組合議会で述べていただきたいというふうに思うんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） やはり議員が言われるように、この余剰金等も発生すると。その中で、この使い方について、先ほど、部長のほうからも説明がございました。そういう中で大きな余剰金が発生してくるようなことがあれば、委員として出席をさせていただいておりますので、その中で意見を申しあげていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。そうしましたら、よい答弁をいただいたというふうに思いますので、お願いをしておきます。

そうしましたら、2点目の質問については以上で終わります。

次、3点目の質問に移らせていただきます。3点目は、物価高騰に対する給食費への助成についてということです。ご存知のように近年、物価高騰が続いており住民生活を圧迫しています。食料品も様々なものが値上がりし、そうしたことから給食の食材等も値上がりをしているのが現実です。この間、町はコロナ禍に続き、打撃を受けている町民の暮らしを守るため、国の交付金も活用し独自の支援策を行ってきました。学校給食に対しても保護者の負担を軽減する支援を行い、期限を区切って無償化するというとりくみには保護者からも喜びの声が寄せられてきました。

また今年度については、従来の給食補助金に加え、給食の原材料などの高騰分を補正予算を組んで町が負担し、保護者への負担軽減を行っていることについては評価をさせていただいております。ただ、この保護者負担の軽減については、最終的にこのような形となりましたが、もともと昨年度の給食運営委員会の時点では、町は小学校で月額200円、中学校で月額300円、給食費を値上げするという方針で保護者に説明をされています。そして、保護者の代表である小・中学校のPTA会長から、「仕入れ単価に関して、業者さんと価格交渉して負担を減らしてほしい。町として補助金を増額するという予算の検討はされたのか」との声がありましたが、それに対して「財源が確保できれば検討するが、次年度以降については難しい。29年度から本年度と補助金増額を実施してきたということを考え、理解いただきたい」と回答し、出席委員の過半数の了承をもって給食費の改定を進めるという結論に至っています。

要は、もともとは値上げをしようとしていたということです。私は、3月議会で今年度の当初予算の審査の際、その時点では町が給食費を値上げしようとしているということがわかりましたので、「それならば、令和5年度の町の一般会計予算には賛成できない」と申しあげました。質問の最初に申しあげたように、コロナ禍に続く物価高騰で、住民生活は大きな打撃を受けています。いまだに少子化に歯止めがかからないという情勢の下、国のほうでも今、具体的に項目をあげ、子育て支援策を充実しようとしており、保護者の負担を軽減する施策を検討中です。

給食費については無償化する方向で国が検討を進め、保護者の方からも負担軽減を求める声が上がっているにもかかわらず、まさか、子育て応援宣言までしている斑鳩町が給食費を値上げしようとするなんていうことはとても理解できませんでした。

最終的には、値上げは行わずに対応するという町の姿勢が確認できましたので、私も予算には賛成をし、そして、今年度の補正予算という形で町は対応されましたが、この

ような経過がありましたので、私は、来年度に向け、町は給食費についてどのように考えているのか、きちんとその考え方を聞いておかなければならないというふうに考えましたので、今回、質問にあげさせていただきます。

通告書にも書きましたように、私は保護者に負担増を求めるのではなく、子育て支援策の強化が求められる現在の情勢から、保護者の負担をむしろ軽減していくべきだというふうに考えますが、町の見解をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 物価高騰に対します給食費への助成に関するご質問でございます。奈良県が本年6月から7月にかけて行いました県民アンケート調査の結果によりますと、「1年前と比べて生活が苦しくなった」と答えた人の割合が43.8%となっております。また、苦しいと答えた理由につきましては、「家族の増加や物価の上昇などで、毎日の生活費が増えたから」が61.7%で最多となっており、物価高騰等が家計に影響を及ぼしている状況は、町としましても認識しているところでございます。

本町におけます学校給食等におきましても、給食材料費が増加をしている中、令和5年度の給食費に関しまして、本年度の補正予算により町補助金の額の増額を行い、小学校で1食当たり45円、中学校で1食当たり50円、また、幼稚園では1食当たり64円の補助金を交付しており、広く保護者の経済的負担を軽減いたしますとともに、児童生徒等の食育の推進及び体位の向上を図っているところでございます。

一方、国におきましては、本年6月に示されました、こども未来戦略方針で「学校給食費の無償化を実施する自治体の成果・課題の調査や、学校給食の実態調査をすみやかに行い、1年以内にその結果を公表する」と明記をされ、その上で国において具体的方策を検討することとされております。また、県におきましても、本年10月に市長会と山下知事との意見交換の場におきまして、県内の学校給食費の無償化に関し、市町村の支援状況や国の動向等も踏まえた上で、県と市町村で引き続き、議論していくこととされたところでございます。こうした状況の中、町といたしましては、国や県の動向も踏まえながら、引き続き、給食費に係る保護者負担の軽減に向けた検討を行ってまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 軽減の方向で考えているということで、値上げについては考えていないということで理解をしておいてよろしいでしょうか。

教育長、答弁をお願いします。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） ただいま教育次長のほうからの答弁にもございましたように、昨今の物価高騰等によりまして、家計に影響を及ぼしている状況等につきましては、町といたしましても、十分、認識しているところでございます。こういうことから、令和6年度予算におきましても、引き続き、今年度と同程度の給食費に係る保護者負担の軽減策の継続につきまして前向きに検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、前向きにということで答弁いただきましたので、また3月議会、予算審査の際に確認をさせていただきたいと思っております。

それと、先ほど次長の答弁の中で、県のほうからもいろいろアンケートもされておられ、給食の無償化について前向きな動きがあるということですので、ぜひ町としても国、県と協力をして、やっぱり少しでも早い段階で給食の無償化に向けて進んでいただきたいと思います。ただ、これまでも申しあげてきましたように、町単独では難しいものだというのはよく理解はしていますので、その点についても昨日の議員のご質問じゃないですけど、連携を強めて実施していただけますようお願いをしておきます。

そうしましたら、この質問について終わります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。4点目は、学童保育の運営についてです。斑鳩町は、以前から子育て応援宣言のまちとして、子育て支援策には特に力を入れており、保育園や学童保育の運営についても、近隣自治体に先駆けて充実した運営を行っており、この点については高く評価をさせていただいております。

しかし、近年、特に共働き家庭が増え、保育の需要が高まるとともに働き方も多様化しており、働きながら子育てできる環境づくりとして、より柔軟な対応が町に求められています。この点については学童保育の保護者会から毎年、要望が町に出されており、町もその点は把握をされているかと思っております。

そして、この質問については、以前にも令和3年の12月議会で取り上げさせていただきましたが、「土曜日や学校が長期休業となる夏休みなどの休日保育の開室を、現在の7時45分から7時30分にしてほしい」との保護者会からの要望であり、私のほうからも、「この保護者会の要望に対して、町はどのように対応しようと考えているのか。できれば、次年度から実施していただきたい」との要望も含め、質問をさせていただいたところ、最終的に教育長から、前向きに検討したいとの答弁がありましたので、現在はまだ実施はされていませんが、実施に向け前向きに検討いただいているものだという

ふうに思っていました。ところが、今年度も保護者会から上がってきた同様の要望に対して、町が出した回答を読みますと、「学童保育の開室時間は保護者からのご要望を受け、平成29年度から開室時間の延長と延長保育を導入し、学校休業日は午前7時45分から最長で午後7時30分まで開室しており、近隣の公立学童保育室と比べて最も早い時間から最も遅い時間まで開室しております。また、町では保護者のニーズを把握するため定期的にアンケート調査を実施しており、令和3年度のアンケート調査では、土曜日の開室時間は朝7時45分ですが妥当だと思いますか、の質問に対する回答は、もう少し遅い開室でもよい・妥当であるが95%、夏休みなどの開室時間は7時45分ですが妥当だと思いますか、に対する回答も、もう少し遅い開室でもよい、妥当であるが89%でございました。開室時間をさらに早め、安全安心な学童保育の運営を継続するためには、有資格者である放課後児童支援員の確保が大きな課題であると認識しており、引き続き、体制整備等に向けて検討するとともに、今後も保護者のニーズの把握に努めながら、よりよい運営を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします」というのが町からの回答でした。

私、これを読んだときに、保護者のニーズがあることは把握をしているけど、アンケートでは少数ですよと、実施を否定するように強く感じられたんです。前回、質問させていただいたときには、前向きに検討すると言っていたのですが、その姿勢は変わってしまったのでしょうか。この点、疑問を感じましたので、今回、質問をさせていただきます。明確な回答をお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学童保育の運営に係ります休日保育の開室時間に関するご質問でございます。先ほど、議員おっしゃっていただきましたとおり、令和3年12月議会定例会におきまして、斑鳩町立学童保育室保護者会から提出をされました「休日の学童開室を7時半からにしてほしい」との要望を受けた一般質問に対しまして、年度末までに、夏期休業中の各家庭の状況について、再度確認をさせていただき、また夏休みの開室時間については前向きに検討してまいりたい旨、答弁をさせていただいたところでございます。その後、こちらのほうもご紹介いただきましたけれども、年明けの令和4年1月から2月にかけて、学童保育の運営に関する保護者へのアンケートを実施をいたしまして、長期学校休業日の開室時間に対する意向を確認させていただき、「もう少し遅い開室でもよい」、開室時間は「妥当である」との回答が合わせて約90%。また、「もう少し早く開室してほしい」との回答が約10%の結果となったところでご

ございます。そうした中でございますが、学童保育の現場を担う指導員においては、扶養の範囲内で勤務する指導員が非常に多く、最近の時間給の引き上げに伴いまして、勤務できる時間が短くなっており、これまで以上に指導員の人数の確保が課題となっております。このことから、指導員の確保に向け、町ホームページや町広報紙への募集記事の掲載はもとより、ハローワークでの求人や周辺の大学等にも直接伺いまして、学生アルバイトによる学童補助員の依頼もさせていただいているところでございます。さらには補助員に放課後児童支援員認定研修を受講し、支援員として勤務いただくよう体制づくりにも鋭意、努めておりますが、学校の長期休業期間の短期入室児童への受け入れへの対応なども含めまして、現行の運営内においても指導員の確保が大変厳しい状況となっております。町といたしましても、アンケート調査の結果等から休日保育の開室時間を早めることに一定のニーズがあることは認識をしておりますが、安全、安心な学童保育の運営にあたっては、まずはその体制整備として人員の確保、マンパワーが第一に必要となってまいります。

ただいま申しあげましたように、指導員の確保が非常に大きな課題となっており、現時点ではその対応が難しく、保護者からの要望に対するサービスの提供に至っていないという状況でございます。このことから、今年出された保護者会からの要望書に対しましても、「引き続き、体制整備に向けて検討する」と回答をさせていただいたところでございまして、その対応方法等については、引き続き、検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 前回と姿勢は変わってないですよということで今、答弁があったというふうに理解をしておきます。で、支援員さん、指導員さんの確保が非常に大変なことは理解をしています。以前、開室時間を延長する際の議論の中でも、もともと、有資格者じゃないと駄目ですよと言っていたところを、そうじゃなくても支援員さんという形で広げて、保護者のニーズに対応していただきたいということで、これ町は実施をさせていただいております。なかなか人材の確保が厳しい中ではありますが、様々やはり工夫をしていただいて、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

それと一部に、こういう要望を聞くと、7時半までにしたら次は7時15分までの要望を言ってくるとか、それに対応したら、どんどん次の要望を言ってくるからきりが無いというふうな声も聞こえてきますけども、私、保護者のニーズにはできるだけ対応していただきたいというふうにお願いをしておりますけど、そのひとつの基準として、現在、

保育所が開室をしている時間ですね。やはり保護者の働き方というのも、保育園から子どもが小学校に上がる頃に、預かってもらえる時間が変わってしまうと働き方を変えなければいけないというようなことがありましたので、以前から時間の延長とか今回、保護者会から要望が上がってきている開室時間を早くしてほしいということがありますので、やはり保育園の開室時間を一定、基準にして考えていただきたいなというふうに思うんです。そのように思いますので、引き続き、充実に向けて強く要望をいたしますので、よろしくお願いをしておきます。以上で、この質問については終わります。

そうしましたら5点目の質問です。5点目は、女性支援新法についてということであげさせていただいております。2022年5月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、通称、女性支援新法が成立をいたしました。これまでも婦人保護事業として売春防止法やDV防止法、ストーカー規制法などが制定され、根拠法は増えてきているのですが、支援現場からは現行制度での限界や、人権視点の欠如等の問題等が指摘されており、こうした声に応え、今回、人権の尊重や多様な支援の提供等が理念として盛り込まれた、新たな法が制定をされました。この法律は、2024年の4月施行予定となっています。現在、法の成立を受け、2023年の3月に国の基本方針が公示され、全国の自治体で基本計画の策定が始まっているとのことです。新たな法が制定され基本理念からしっかりと見直しが行われ、それを踏まえた国の基本方針を受けた計画の策定や、現場のとりくみが求められることを踏まえ、今後の展開に向け町の見解を確認させていただこうと思い、今回、質問にあげさせていただきました。

それでは、まず1点目の町が果たすべき役割と現在の支援体制について、お尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町が果たすべき役割と現在の支援体制についてのご質問でございます。斑鳩町では、様々な社会情勢に対応しながら、斑鳩町男女共同参画推進計画に基づくとりくみを進めているところでございます。困難な問題を抱える女性に対する支援として、男女間の暴力や、様々なハラスメントの防止のため、意思啓発に努めるとともに、女性の人権を侵害する深刻な問題や、女性が抱える様々な問題に対して相談、助言を行い、相談者自らが問題解決できる糸口を提供するため、女性総合相談を実施しているところでございます。また、女性総合相談等を行う中で、様々な事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性に対しては、町だけではなく、奈良県中央こども家庭相談センター等の各関係機関をご案内するなどの対応も行っていると

ころでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町のほうからもしっかりとした認識で持っていていただいているというのは確認させていただいたと思います。

非常に、婦人保護事業という名称がいいのかどうかわかりませんが、今、このとりくみが非常にクローズアップをされていると思います。現場の方の声をお聞きすると、相談とかいろいろシェルターをつくったりとかいうのもあるんですけど、ものすごく複合的な要因があって、その対応が求められて、なかなか現場での対応が充実できないということをお聞きしますので、ただ、これも町単独で全部できるものではないということも理解はしていますので、やはり国、県としっかり連携していただいて、特に県のほうに働きかけていただいて、施設の充実であったり、ハード面はなかなか町がお金を出してというところまでいかないと思いますので、そこのところも県とよく相談をしていただいて、とりくみを充実していただきたいなというふうに思います。

そしたら、次、2点目なんですけども、今回の新法では、民間団体との協働というのが新たに位置づけられています。都道府県・市町村は行政のみでは対応が行き届きにくい支援を行っている民間団体の自主性を尊重しつつ、団体が築いてきたネットワークや支援手法などを活用できるような支援体制の構築を検討する。また、国・地方公共団体は、人材や運営費の確保が困難な民間団体への安全かつ安定的な運営継続にあたっての支援、民間団体の立ち上げ支援等を検討するというふうになっておりまして、今回の新法の大きな柱のひとつとなっています。具体的には、インターネットの活用や巡回等によるアウトリーチ、必要な人に必要なサービスの情報を届ける活動は、支援を必要としながらも、つながりにくい対象者の早期把握に非常に有効であるというふうになっており、民間団体への事業の委託などについても有効であるというふうに示されています。

こうしたことから、民間団体との協働に関して、今後の大きなとりくみの課題というふうになってくるかと思いますが、現在の状況と今後の見通しについてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 民間団体との協働に対する現在の状況と今後の見通しについてのご質問でございます。困難な問題を抱える女性の支援に関する活動を行う民間団体と、訪問、巡回、居場所の提供等の業務を協働して行うということは、現在行っていないところではございます。現在、斑鳩町では、男女がお互いの人権を尊重し、その個性や

能力を社会のあらゆる場面で発揮できるよう、男女双方の意識改革を促すための啓発にとりくんでおり、その一環といたしまして、社会福祉法人とともに女性活躍推進セミナーを開催し、女性が社会で活躍するためのきっかけとなる機会を提供しているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これも今後の課題ということで、なかなか町内でそういう団体さんがあるのかというのも難しいですし、これもやっぱり県レベルの話にはなっただろうかなというふうに思いますが、拠点を町外に置いておられる団体さんでも、県レベルで提携を結んでいただいたりすれば、斑鳩町でも協力をしていただけるというふうに思いますので、そういう視点も含めて、今後、民間団体との協働についても充実していただきたいと思いますようお願いをしておきます。

次に3点目ですが、この質問の冒頭にも申しあげましたが、今回の新法の成立と国の基本方針の公布を受け、現在、全国の自治体で基本計画の策定が行われています。

都道府県は策定が義務となっていますが、市町村の策定は努力義務というふうになっていることから、斑鳩町ではこの計画に対して今後、どのようにしていこうと考えているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） いわゆる女性支援新法においては、国は都道府県や市町村の基本計画の指針となるべき基本方針を定めることとされており、都道府県は基本方針に即して施策の実施に関する、先ほど申されました基本計画を定めること、そして市町村におきましては、国の基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案して策定に努めることとされているところでございます。都道府県及び市町村が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項が示された国の基本方針は、令和5年3月に公布され、奈良県の基本計画につきましては、今年度末の策定に向けて現在、取り組まれているところでございます。また、基本計画の策定にあたりましては、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画と一体のものとして策定することができることとされておりまして、本町におきましては、斑鳩町男女共同参画推進計画がこの法律に基づいて策定されたものでございます。今後、奈良県の基本計画による方針により、必要に応じまして本町の基本計画の策定について、斑鳩町男女共同参画推進計画との一本化とともに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、次期男女共同参画推進計画につきましては、令和6年度から2か年計画で策定

していく予定としております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。男女共同参画推進計画と一本化という形で、きちっと町としても対応していくというふうに考えているというふうに確認をさせていただきます。冒頭にも申しあげましたが、町単独での対応がなかなか難しい問題もありますし、職員さんの数も限られる中で、あれもこれもできないという非常にそのしんどさも理解はしていますが、やはりですね、今の、特にやはり女性が置かれた状況ですね、社会的な状況をしっかりと、なぜこの新法ができたのかということもよくよく認識をいただき、今後、とりくみについて進めていっていただきたいなというふうに思います。

今回この質問をさせていただくのは初めてになりますので、提案という形で終わらせていただきます。

以上で、私の一般質問については終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

次に、9番、横田議員の一般質問をお受けします。

9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） それでは通告書に基づき、一般質問をいたします。

令和3年4月にスタートした第5次総合計画前期計画の基本目標は7項目あり、重点施策が3項目あります。町の最上位計画として位置づけられ、今年度は前期計画の中間点となります。本日は、重点政策、世界遺産・法隆寺を核としたにぎわいと活力の創出について、施策の進捗と課題についてお伺いをいたします。

本年11月に建設水道常任委員会において先進地視察を行い、斑鳩町の観光をより盛り上げていく必要性を感じています。それでは、1点目の質問です。

第5次総合計画では、令和元年度は97万人の実績に対し、令和7年度の目標は150万人となっている観光客数の推移と課題についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 観光客数の推移と課題に関するご質問でございます。観光客数につきましては、議員のおっしゃるとおり令和元年度の97万人に対し、令和7年度の目標値が150万人となっております。この間の推移といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年度に36万人、令和3年度に48万人と大きく減少し、令和4年度では継続的な旅行支援や入国制限の緩和等により93万人まで回復いたしました。しかしながら、依然として減少傾向が続いている状況であり、増

加への転換が課題となっているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。

次に、平成26年度が800事業所に対し、令和7年度の目標が830事業所となっている事業所数の数値目標の推移と課題についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 事業所数の推移と課題に関するご質問でございます。

事業所数につきましては、総務省の統計調査である経済センサスの数値であり、直近の令和3年の調査では806事業所という結果が出ております。数値目標達成に向けての町のとりくみといたしまして、町内で創業または新規事業所の開設を行おうとする個人または法人に対し、創業支援補助制度を創設しております。特に、まち歩き拠点となる法隆寺周辺地区特別用途地区での創業等につきましては、補助金額の増額を行い、物品販売や飲食等の観光に資する業種の開設を重点的に促進しているところでございます。

課題といたしましては、今後、各店舗の収益を上げていくために、観光客の夜間まち歩きを含めた滞在時間を延ばすとりくみが必要となってくるものと考えております。

○議長（中川靖広君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。次に、交流人口拡大による観光振興のとりくみで、歴史・文化を生かした体験交流の充実や、旅行商品の企画、造成、販売促進のとりくみ状況と課題についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 歴史、文化を生かした体験交流の充実や旅行商品の企画、造成、販売促進のとりくみ状況と課題に関するご質問でございます。このとりくみについては、今年度、観光庁が所管する全額補助の調査事業である観光再始動事業を実施しております。本事業は観光需要の回復やインバウンド促進の方向性の検証などを目的とするもので、世界遺産登録30周年を記念した法隆寺特別ライトアップや写経体験、特別拝観ツアーなどを、法隆寺や吉田寺で行う体験型旅行商品として造成を行いました。

ライトアップのイベント自体については2万4千人の来場者があり、法隆寺の歴史的価値を改めて広く情報発信するよい機会となりましたが、旅行商品の造成、販売については単年度事業ということもあり、プロモーション期間が短く、インバウンドの集客が難しいなどの課題が残る結果となっております。今後は、当該事業の検証結果をもとに、今後の観光施策に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。次に、新たな観光パンフレットの作成のとりくみ状況と課題について、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 新たな観光パンフレットの作成のとりくみ状況と課題に関するご質問でございます。とりくみ状況につきましては、平成30年度から令和4年度にかけて文化庁補助金を活用し、日本語、英語、中国語などの6か国語の法隆寺を絵で紹介する巻物型パンフレットや、日本語、英語の2か国語の聖徳太子の伝説と斑鳩町の太子ゆかりのスポットを絵で紹介する「聖徳太子えほん」などを作成いたしました。

また、インターネットから旅行先の情報収集をされる方のために、SNSによる情報発信を行い、また、観光協会や日本政府観光局のホームページにおいて、多言語対応のデジタルパンフレットを掲載するなど、情報提供環境の充実を図っております。

課題といたしましては、今後さらに観光客を誘客するために、斑鳩町を認知されている方だけでなく、斑鳩町を知らない方にも働きかけるような、新たなプロモーションが必要ではないかと感じており、そのための効果的な手法等を検討し、引き続き、国内外の多くの人でにぎわう活気ある観光まちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。課題を掘り下げて実現のために施策展開をよろしくお伺いをいたします。

次に、斑鳩町指定管理者制度について、斑鳩町の方針と指定管理者の評価についてお伺いをいたします。

制度導入で管理、運営等の経費の縮減、独立採算による管理、運営等のメリットがありますが、自主営業等の収入増加等の目的も必要だと思います。

本年11月に建設水道常任委員会先進地視察研修に参加し、当町の公共施設も民間によるサービス提供に移行すべきだと考えています。

現在の斑鳩町の方針と指定管理者の評価について、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 当町におけます指定管理者制度の運用状況に関するご質問でございます。指定管理者制度は、平成15年度の地方自治法の改正により、従来の管理委託制度にかわって創設されたもので、公の施設の管理に民間事業者等の経営能力

を活用して、施設の設置目的を最大限に実現し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的といたしております。

当町の状況といたしましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、斑鳩町文化振興センターでは公益財団法人斑鳩町文化振興財団を、斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場では一般社団法人斑鳩町観光協会を、それぞれ指定管理者としてこれまで施設管理を行ってきたところでございます。

両団体においては、当町の文化振興の拠点、観光振興の拠点として自主事業を展開しており、施設管理と合わせた一体的で効率的な運営に努められております。

しかしながら、両施設を取り巻く状況は制度導入時より大きく変わりつつあり、斑鳩町文化振興センターでは建設後26年が経過し、建物及び館内設備の老朽化への対応などが課題となっております。また、斑鳩の里観光案内所では、マルシェ・ホテル等複合施設が隣接して開業することにより、観光客の夜間まち歩きを含めた滞在時間を延ばすためのとりくみがこれまで以上に求められてまいります。

これらを十分に踏まえまして、今後、各施設の将来的な課題に柔軟に対応でき、またその設置効果をより発揮できるような施設管理のあり方や、運営手法などについて検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。ぜひ検討いただき、運営補助金の削減や設置効果をより発揮できるようにお願いをいたします。

次に、無形民俗文化財の登録調査の状況について、斑鳩神社、龍田神社の秋祭りにみる歴史的風致について、無形民俗文化財の登録調査状況をお伺いします。

令和4年12月、一般質問の回答では、令和5年度に具体的な調査対象や調査内容等を洗い出す作業に着手し、作業を進めるとありましたが、本作業の状況についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 斑鳩神社、龍田神社の秋祭りの無形民俗文化財の調査対象や調査内容の洗い出し等の作業状況に関するご質問でございます。

斑鳩神社、龍田神社の秋祭りの無形民俗文化財としての登録に向けました民俗文化財の調査につきましては、文化財保存活用地域計画の策定の中で行ってまいりたいと、そのように考えており、質問者からの昨年12月の一般質問におきましても、その旨、答弁をさせていただいたところでございます。現在の文化財保存活用地域計画の策定の進

捗状況でございます。今年度、令和5年度では、すでに当該計画を策定された先進地の計画なども参考としながら、計画策定のスケジュール等の作成に向け、調査対象や調査内容等を洗い出す事前の作業を進めているところでございます。当初、予定していたスケジュールでは、今年度中に調査対象等の洗い出し作業を完了し、来年度の令和6年度から悉皆調査に着手する予定でございましたが、調査対象等が非常に数多くありますこと等から、その作業に相当の時間を要している状況となっております。

そうした状況ではございますが、引き続き、鋭意、洗い出し作業を進めてまいりますとともに、令和6年度以降におきまして、町域を大きく三つに分けまして、現地調査を3か年、その取りまとめ及び計画書の作成までに2か年の合計5か年のスケジュールでの計画策定を現在、検討をしております。

本町には数多くの文化財が所在いたしますことから、長期的な調査期間を要することが見込まれるところでございます。引き続き、調査方法等について十分に検討し、国庫補助金の活用等も含めまして、奈良県及び文化庁との相談もいたしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。今後5年間の長期的な調査期間を要することですけれど、進捗管理についてはしっかりと状況を発信していただきますようお願いをしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、9番、横田議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問はすべて終了しました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布しております、追加日程1. 議案第45号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、追加日程2. 議案第46号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、追加日程3. 議案第47号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について、追加日程4. 常任委員会委員の補充選任についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 議案第45号から、追加日程4. 常任委員会委員の補充選任についてまでの4議案を日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 議案第45号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

栗本住民生活部長。

- 住民生活部長（栗本公生君） それでは、議案第45号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令の一部が改正され、世帯に出産予定または出産した被保険者がある場合は、その被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額が減額される措置が、令和6年1月1日から施行されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

以上、議案第45号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。ご理解をいただき、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中川靖広君） これをもって、議案第45号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第45号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、追加日程2. 議案第46号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。

栗本住民生活部長。

- 住民生活部長（栗本公生君） それでは、議案第46号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付、いわゆる広域交付や戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、戸籍の届書等情報内容証明書の交付及び閲覧が可能となることから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正の内容に準じまして、本条例において所要の改正を行うものであります。施行期日につきましては、改正戸籍法が令和6年3月1日に施行されますことから、同日に施行するものでございます。

以上、議案第46号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。ご理解をいただき、原案どおりご可決いただきますよう、よろし

くお願い申しあげます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第46号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第46号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、追加日程3. 議案第47号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）
についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、委員会付託を省略します。

理事者の説明を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） それでは、議案第47号 令和5年度斑鳩町一般会計補
正予算（第11号）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読いたします。

議案第47号

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議
会の議決を求めます。

令和5年12月7日提出

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明を申しあげます。

本補正予算は、令和5年11月2日に閣議決定されました、デフレ完全脱却のための
総合経済対策において、物価高に伴う影響を被る低所得者世帯の方々が、必要な支援を
可及的すみやかに受けられるよう、デフレ完全脱却のための総合経済対策における低所
得の住民税非課税世帯への給付金、いわゆる、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援
給付金事業を行うために、必要となる予算補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総
額に、歳入歳出それぞれ2億296万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ118億4、

886万6千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正からご説明を申し上げます。補正予算書の7ページ、8ページをお願いいたします。第15款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第1目 総務費国庫補助金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施のための、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億296万7千円の増額をお願いするものでございます。

9ページ、10ページにお移りをいただきまして、歳出予算の補正でございます。第3款 民生費 第1項 社会福祉費では、第12目 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費で、歳入で申しあげました給付金を低所得世帯に対し、1世帯7万円を支給することから、事務費として、第1節 報酬から第12節 委託料まで、合わせて696万7千円、また、給付金として、第18節 負担金補助及び交付金で、1億9,600万円の増額をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りをいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202,967千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11,848,866千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月7日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

以上、議案第47号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）の説明とさせていただきます。

何とぞ、ご理解いただき、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第47号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、満場一致で可決されました。

次に、追加日程4. 常任委員会委員の補充選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております常任委員会委員の補充選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

建設水道常任委員会委員に、齋藤議員、広報発行常任委員会委員に、木澤議員をそれぞれ指名します。

追加日程4. 常任委員会委員の補充選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を補充選任することに決定しました。

齋藤議員、木澤議員におかれましては、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

(午前11時35分 散会)